資料３

カタクチイワシ・ウルメイワシ対馬暖流系群の令和6年1月 TAC 管理開始（予定）について

（報告）

令和 5 年 10 月 30 日
漁業調整課

1. 全体背景

令和 2 年 12 月に改正漁業法が施行され、資源管理は TAC 管理が基本となり、現在、国により TAC 魚種の拡大が進められている（漁獲量ベースで 8 割を TAC 管理）。

現状（8 魚種）		追加候補（20 魚種）		
旋網漁業	①クロマグロ ②マアジ ③マサバ （ゴマサバ） ④マイワシ	旋網漁業	①カタクチイワシ	②ウルメイワシ
		沖合底びき網漁業	③ニギス ④アカガレイ	⑤ソウハチ ⑥ムシガレイ
		べにずわいかご漁業	⑦ベニズワイガニ	
沖合底びき網漁業	⑤ズワイガニ	沿岸漁業	⑧ブリ ⑨サワラ ⑩ヒラメ	⑪マダイ ⑫トラフグ ⑬ムロアジ類
イカ釣り漁業	⑥スルメイカ			
鳥取県対象外	⑦サンマ ⑧スケトウダラ	鳥取県対象外 ※系群外等	⑭マダラ ⑮ホッケ ⑯イカナゴ	⑰マガレイ ⑱ヤナギムシガレイ ⑲サメガレイ ⑳キンメダイ

2. 課題と対応

・沿岸漁業では、サワラが、クロマグロのように、数量管理の必要の可能性がある。
（他は、現行水準の見込みであり、数量は目安で緩やかな管理）
・混獲魚種では、他魚種の漁獲に支障が出る恐れがある（ウルメ、ニギス等）。
・外国漁船の漁獲が、資源評価に考慮されていない。漁業秩序の問題がある。
・遊漁による漁獲が不明。

⇒県は、現場が混乱しないよう、国の検討会等で、課題等を意見し、国へ説明を求めていく。

3. カタクチイワシ・ウルメイワシ対馬暖流系群の令和6年1月 TAC 管理開始（予定）について

鳥取県の沿岸漁業では、主に境港ですくい網漁業および船曳網漁業（1そう・2そう）により、シラスとともにカタクチイワシ（体色：銀色）が漁獲されている。

【鳥取県の漁業種類別カタクチイワシ漁獲量（シラスは基本、含まれていない）（出典：engan2　※engan も同値）】

	小型底曳	船曳	地曳	かつら網	一本釣	延縄	こぎ刺	まき網	固定一重	固定三重	流し刺網	まき刺網	まき網（中	ばらまき網	いらまき	びうおまき	小型定置	たこつぼ	かご網	磯見	すくい網	じゃこまき	その他	合計kg
2010	0	570	0	0	42	0	0	0	9,543	0	6,810	0	0	0	0	0	0	0	0	0	168,540	0	8,880	194,385
2011	165	45,800	0	0	6	0	0	0	1,775	0	16,242	0	0	0	0	0	0	0	0	0	186,525	0	59,640	310,153
2012	0	1,920	0	0	0	0	0	0	690	0	60	0	0	0	0	0	0	0	60	0	93,090	0	10,410	106,230
2013	0	6,190	0	0	0	0	0	0	1,470	0	1,087	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56,880	0	19,313	84,940
2014	435	103,284	0	0	0	0	0	0	0	0	618	9	0	0	0	0	36	0	0	0	31,915	0	5,385	141,682
2015	0	66,135	0	0	0	0	0	0	0	0	268	0	0	0	0	0	50	0	0	0	10,710	0	4,935	82,098
2016	0	53,165	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40,590	0	14,985	108,745
2017	0	72,954	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61,823	0	4,320	139,197
2018	0	30,516	0	0	0	0	0	0	0	0	236	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14,773	0	100	45,625
2019	0	28,196	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13,404	0	180	41,780
2020	0	16,640	0	0	0	0	0	0	0	0	88	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25,612	0	0	42,340
2021	0	7,168	0	0	0	0	0	0	0	0	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,964	0	0	14,200
2022	0	28,071	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,607	0	0	29,678
直近3年平	0	17,293	0	0	0	0	0	0	0	0	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,394	0	0	28,739

※米子は、2014 年 63kg 以降、2022 年までカタクチイワシ漁獲量 0kg

・鳥取県の沿岸漁業では、2020～2022 年の 3 年平均のカタクチイワシの漁獲量は、28.7t。ウルメイワシは年間1t以上の漁獲実績なし。

4. カタクチイワシ・ウルメイワシ対馬暖流系群の令和6管理年度TAC設定に関する意見交換会

これまで水産庁は、カタクチイワシ・ウルメイワシ対馬暖流系群について、令和 3 年 12 月 14 日に資源管理手法検討部会、令和 3 年 12 月 14 日に第 1 回、令和 5 年 2 月 15～16 日に第 2 回の資源管理方針に関する検討会を開催し、漁業関係者に説明し、課題・論点整理を行ってきたところ。

更に、水産庁は府県から要望があれば、浜回りによる説明会を開催することにしたため、鳥取県は浜回りを要望し、島根県と合同開催を提案し、令和 5 年 10 月 6 日に県営境港市場・大研修室において、「カタクチイワシ・ウルメイワシ対馬暖流系群のTAC管理等に関する意見交換会」が開催された。

そして、令和 5 年 10 月 16 日に令和 6 管理年度 TAC 設定に関する意見交換会（かたくちいわし・うるめいわし対馬暖流系群）が開催され、令和 6 年 1 月 TAC 管理開始の予定で進んでいる。

令和 5 年 10 月 23 日現在、国により、かたくちいわし・うるめいわし対馬暖流系群の国の資源管理基本方針の別紙への追加や TAC 管理のステップアップの考え方の規定等について、パブリックコメントの募集が行われている（〆切：令和 5 年 10 月 25 日）。

【カタクチイワシ・ウルメイワシ対馬暖流系群の資源管理に係る課題】
・カタクチイワシ・ウルメイワシは混獲魚種であり、サバやマイワシの操業に支障が出る恐れがある。

↓

これらに対して、水産庁は、本意見交換会で、国の留保からの迅速な配分（75%ルール）、枠の融通、翌年度からの繰入（あらかじめ計算しておいた値を TAC に追加）を示し、出席した漁業者からは一定の理解が示された。

また、TAC 管理導入当初の柔軟な運用として、TAC 管理のステップアップの考え方及びスケジュールを示した。ステップ1では、数量配分せず、漁獲量報告するところから実施（特定水産資源に規定）。ステップ 2 から数量配分を実施。ステップ 3 より、数量を越えた際の採捕停止命令を伴う TAC 管理開始。

更に、カタクチイワシでは、社会経済性を考慮し、0～2 歳魚ではなく、0～1 歳魚の平均漁獲量を最大化する目標を設定した。

一方、カタクチイワシ対馬暖流系群の資源評価では、カタクチイワシは中国、韓国の漁獲が多いと言われており、韓国は 13 万トン、日本は 3.8 万トンであり、韓国は数倍の漁獲がある。日本と韓国の系群は同じと言われていることから、日本だけで評価や管理するのはおかしいのではないかといった課題もある。

5. カタクチイワシ・ウルメイワシ対馬暖流系群がTAC管理に移行した場合の鳥取県沿岸漁業への影響

・カタクチイワシは、現行水準（目安数量：43 トン）となり、ウルメイワシは、管理の対象外となる見込み（＝現行水準・数量配分の設定なし）。

・鳥取県の沿岸漁業は、これまでどおりの操業をしてくださいというところ。シラスについては、数量管理の対象外だが、シラスの管理については、「現状のシラスの漁獲圧」が続くよう、県方針に「シラスを対象とする漁業について漁獲努力量を現状より増加させないよう努める」旨を規定する必要がある。そのため、シラスについてもこれまでどおりの操業をしてくださいというところ。

・現行水準県は、目安数量を多少超えても、採捕停止などにならない。

※ただし、数量の基準はないが、大幅に超過した場合は、水産庁と相談しながら混獲回避等が必要。

※一方、現在、現行水準で管理しているマサバ・ゴマサバでは、令和 6 管理年度（令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月）の目安数量（10t 未満）を超えており、水産庁に報告しており、目安数量が元々少ないので、目安数量の 10 倍くらいの範囲であれば、突発的な水揚げがないか注意していれば良い、ただし、例えば 100 倍とかだと、混獲回避等が必要とのこと。引き続き、漁獲情報に注意していきたい。

【参考】令和 5 管理年度　鳥取県沿岸漁業のマサバ・ゴマサバの水揚げ状況（10/23 時点）

kg	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計
R5	0.0	4.0	820.5	510.3	409.4	1,531	**15,281**	**2,647.4**					
R4	119.5	159.0	263.7	1,800.0	151.0	243.0	907.0	484.5	733.4	4,965.2	606.8	272.8	10,705.9

6. TAC 管理開始に向けた今後のスケジュール

【かたくちいわし・うるめいわし対馬暖流系群】

・国は、11 月上旬（予定）に水産政策審議会において、かたくちいわし・うるめいわし対馬暖流系群の国の資源管理基本方針の別紙への追加や TAC 管理のステップアップの考え方の規定等について諮問

↓

・県は、かたくちいわし対馬暖流系群について、鳥取県資源管理方針の別紙への追加の変更、及び令和 6 管理年度の漁獲可能量の設定（鳥取海区諮問）・・・令和 5 年 11 月上旬以降

※うるめいわし対馬暖流系群は、今のところ、漁獲実態がないため（＝1トン未満）、県方針に追加しない予定。

【その他の魚種】

国は、資源管理手法検討部会において、課題・論点を整理し、ステークホルダー会合で漁業者に理解を求めながら、TAC 魚種の拡大を進めている。鳥取県関係魚種では、現在、全ての魚種で資源管理手法検討部会が終わったところ。今後、以下のステークホルダー会合が開催予定（水産庁資料改編）。

※赤字：鳥取県関係の特に重要と考えられる沿岸漁業対象魚種

水産資源	資源管理手法検討部会	ステークホルダー会合
カタクチイワシ対馬暖流系群 ウルメイワシ対馬暖流系群	終了	第1回：令和4年3月3日 第2回：令和5年2月15、16日 第3回：令和5年10月16日
ソウハチ日本海南西部系群 ムシガレイ日本海南西部系群 ニギス日本海系群	終了 （鳥取県参考人：太田准教授）	未定 未定 未定
マダイ日本海西部・東シナ海系群	終了 （鳥取県参考人：太田准教授）	第1回：令和5年5月16日 第2回：未定
ムロアジ類東シナ海系群	終了	今後開催
ブリ	終了	第1回：令和5年10月11日 第2回：未定
アカガレイ日本海系群 ベニズワイガニ日本海系群	終了 （アカガレイ：太田准教授） （ベニズワイガニ：喜多村組合長）	今後開催 今後開催
トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群 ヒラメ日本海中西部・東シナ海系群 サワラ日本海・東シナ海系群	終了 （ヒラメ・サワラ：太田准教授）	今後開催 今後開催 今後開催

※これまでの経緯から、ブリは東京、マダイ、ヒラメ、サワラは福岡において、ステークホルダー会合が開催される見込み

【課題と対応】

・TAC 管理が始まった場合、漁業者の混乱や不満が噴出する恐れがある。

・地元としても、不都合な点が、今後いろいろと出て来るかもしれず、そこに対しては、政府の方にもしっかりと働きかけをしていかなければならないと考えている。

・マダイ日本海西部・対馬暖流系群の第1回目のステークホルダー会合（令和 5 年 5 月 16 日）には、鳥取県漁協 敦賀副組合長に事前に意見を聴き、鳥取県資源管理担当が福岡へ現地参加し、次ページの内容を意見したところ。

・一方、マダイでは、現地（福岡市開催）において、福岡県の糸島漁業協同組合約 50 名、福岡市漁業協同組合約 10 名、宗像漁業協同組合約 10 名参加するなど、漁業者の参加が進んでいる模様。

・今後、ヒラメ、サワラ、マダイ、ブリのステークホルダー会合が開催される予定である。

・現在、TAC 魚種の拡大が進められていることを漁業者に知っておいていただきたいことや、現地で直接、漁業者から国に意見した方が、実態が伝わることもあると考えられるため、今後、ステークホルダー会合の具体的な日程が決まって来たら、海区漁業調整委員会の意見を聞きながら、委員の出席について検討をお願いしたい。

マダイ日本海西部・対馬暖流系群の第1回目のステークホルダー会合（令和 5 年 5 月 16 日）において、鳥取県が意見した内容

マダイは、漁獲サイズ規制などにより、現時点でも、すでに地域で資源管理できている魚種と考えている。すなわち、マダイは地域で資源管理できる魚種と考えている。その中で、なぜ、マダイで TAC 管理が必要なのか、漁業関係者の理解が得られる説明を求める。 ②マダイは、ズワイガニ、クロマグロのように付加価値の高い魚種でないのに、数量が多いという理由だけでは、TAC 導入は理解できない。居ても獲らないことある。なぜマダイなのか漁業者が納得の行く説明が必要。経済性を考えて魚種を選択すべきである。 ③TAC 導入して、上手く行かず、立ち戻れない制度ではいけず、立ち戻れるようにすべきである。いきなり TAC 導入するのではなく、試験的に地域限定で TAC 導入してみて、資源が本当に増えるのか確認した方が良い。 ④TAC 制度そのものを否定はしていない。しかし、もし、TAC 化した場合、現場が混乱しないようにして欲しい。小型底びき網漁業では、マダイが他のチダイ、レンコダイなどのタイ類と一緒に水揚げされる実態があり、マダイだけで報告は出来ない。これを変えるのは現実的ではない。このような実態を理解した上での運用を求める。